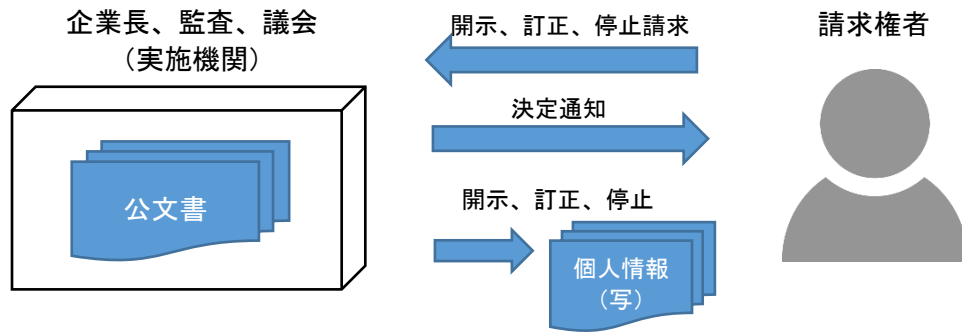


個人情報保護制度のしくみ

保護すべきである個人情報を守るため、プライバシー保護の基本法となる「個人情報保護法」が制定され、企業団でも福島地方水道用水供給企業団個人情報保護条例（※福島市個人情報の保護に関する法律施行条例の例による）を定め、保有する個人情報の開示、訂正及び削除を求める個人の権利を明らかにし、個人の権利利益を保護します。



○個人情報とは

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

○個人情報の適用除外

- (1)新聞、雑誌、書籍などで不特定多数のものに販売することを目的として発行されるもの
- (2)図書館などの施設において、使用者等の利用に供することを目的として管理しているもの
- (3)歴史的、文化的若しくは学術的な資料として特別に保有しているもの
- (4)統計法に基づき届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

○個人情報の取扱い

条例により、取扱事務、収集の制限、利用及び提供の制限など適正な管理をするよう定める。

○個人情報の開示・訂正・停止

自己情報の開示請求の場合は、運転免許証等の写真の貼付けられた身分証明書が必要です。

○費用負担

閲覧のみの場合は無料。写しの交付は1枚につき10円

○救済制度

実施機関の決定に不服がある請求権者は、実施機関に対し審査請求ができます。

実施機関は、学識経験者等で構成する保護審査会に審査を求め、その結果を尊重して再度検討し、審査請求に対する決定をします。